

東京大学史料編纂所『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之一
(四〇〇) 豊臣秀吉朱印状 三八八頁〜三九〇頁

嶋津分國檢地御掟条々

- ① 一 右就御檢地、諸侍百姓以下、他國へうせ走族於在之者、先と相改、搦捕可出之旨、何方へでも其領主くニ可申聞事、
- ② 一 諸給人知行分、檢地之上よて、引片付、所をかへ可被相渡之条、今迄之爲給人、對檢地奉行人、諸事用捨之儀、不可申理事、
- ③ 一 田畠畝圖斗代以下之事、礼物を出し用捨儀於有之者、雖爲後日、聞付次第、出者取者共ニ、可被加御成敗候之条、兼而おとなふ百姓肝煎ニ申付、在と慥可相觸事、
- ④ 一 檢地奉行人ニ封し、慮外之仕立仕族有之者、其一在所可被行罪科事、
- ⑤ 一 檢地之奉行、猥之儀於有之者、其趣を不隱、爲地下人、百姓奉行物頭ニ可理事、
右條と、若違犯之族於有之者、其身事者不及申、一類一在所共ニ、可被加御成敗候之条、堅可申付候也、

文祿三年七月十六日(印) (秀吉朱印)

※ 右条目中の漢字及び仮名(異体字)を一部変更、或は改めた箇所がある。又、各条目前の符号(①〜⑤)及びルビは拙職が加入した。

※ 尚、本条目は、藤田寛編『史料を読み解く3』近世の政治と外交(2008年、山川出版社)14頁〜18頁)を参考にした。

※ 平成二十二年二月二十五日 金子和也写

東京大学史料編纂所『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之二
(一一〇〇)豊臣秀吉朱印状案(四〇四頁〜四〇五頁)

鳴津殿分國御檢地斗代事

- ① 一五間六十間老反事 但、あせ井ミぞ除也
- ② 一上ノ村 上田老石六斗代 中田老石四斗代
上畠老石二斗代 中畠老石代
下田老石二斗代
下畠八斗代
- ③ 一中ノ村 上田老石四斗代 中田老石二斗代
上畠老石代 中畠八斗代
下田老石代
下畠六斗代
- ④ 一下ノ村 上田老石二斗代 中田老石代
上畠八斗代 中畠六斗代
下田八斗代
下畠四斗代
- ⑤ 一下とノ村 上田老石代 中田八斗代
上畠七斗代 中畠五斗代
下田六斗代
下畠三斗代
- ⑥ 一惣國屋敷方 老石代
- ⑦ 一町方屋敷 老石三斗代 但、上中下可有之
右旨入念可相究者也
文祿三年七月十六日

- ※ 右条目中**の漢字**(異体字)及び**読点等**を改めた箇所がある。又、各条目前の符号(①〜⑦)は拙職が加入した。
- ※ 尚、本条目は、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第9巻(昭和8年、吉川弘文館)(**檢地**)を参考にした。
- ※ 平成二十二年二月二十五日 金子和也写

東京大学史料編纂所『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之二
(一一〇一 島津氏分國檢地奉行起請文前書案) 四〇五頁〜四〇七頁

誓昏前書之事

- ① 今度御檢地ニ被遣候間、礼錢礼物を取、田島諸成物少ニよらす、用捨仕間敷候事、
- ② 主人之儀ハ不及申、此興之覺悟構申ましく候、内之者之儀堅申付、礼物取不申やうニ可申付候、若かくし候ても、礼物取申儀聞付候ハ、無用捨組中ニ申、成敗可仕候事、
- ③ 今度被遣奉行人之内、主へ若比興之覺悟在之ハ、かくさす可申上候、慥之儀涯分聞出、有やうニ可申上候事、
- ④ 今度御檢地仕ニ付、手前之請取ぶ性をかまへ、檢地成とニ仕、そかゆかぬやうニ不仕、随分差急入念可申付候事、
- ⑤ 一百姓并奉公人ニたいし、不謂狼籍、けんたかニ仕ましき事、
- ⑥ 一其村とニよくきをの在之とて、御檢地ふとむさとあしく仕ましく候、御檢地ハ兎角有やうニ可仕候事、
- ⑦ 一今度萬御書出御法度之旨をたがへぜ、其旨をまもり可申候事、
右條と若僞在之ハ、

※ 右条目中の漢字及び仮名(異体字)・読点等を一部変更、或は改めた箇所がある。又、各条目前の符号(①〜⑦)及びルビは拙職が加入した。

※ 平成二十二年二月二十五日 金子和也写

東京大学史料編纂所『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之二
(一一〇四 石田三成署判検地尺) 四〇五頁〜四〇七頁

〔検地尺〕

○コノ尺ハ、材料檜 縦○・四五五米、横○・〇六〇米アリ、圖版トシテコノニ掲ゲ、板面ノ
文言ヲ左ニ收ム、恐ラク文祿三年島津氏分國検地ノ時作リタルモノナルベシ、

(表)

「
田豆 ×
知多(宗親)

「
石田 ×
知多(宗親)

(裏)

「此寸を以、六しやく三寸を壹間ニ相さゝめ候て、
五間ニ六十間を壹とんニ可仕候也

※ 右史料の漢字（異体字）及び読点等を改めた箇所がある。

※ 尚、本史料は、NHK歴史誕生取材班編『歴史誕生7』（平成2年、角川書店）8頁〜9頁（天下人秀吉の誤算）を参考にした。

※ 平成二十二年二月二十五日 金子和也写